

鉛中毒を予防するために

金属製品のハンダ付け、刃物の焼入れ、陶磁器の絵付けなどの作業では、鉛や鉛化合物が含まれた材料を使っています。例えば、ハンダは鉛とすずの合金であり、刃物の焼入れには溶かした鉛を使用し、陶磁器の絵具やうわぐすりには鉛化合物が含まれています。

これらの材料の鉛分は、粉じんや蒸気の形で呼吸により又は皮膚から人体に吸収され、その量が多くなると鉛中毒になることがあります、頭痛、めまい、貧血、腹痛、関節痛等の症状が現れます。

家内労働法及び家内労働法施行規則では、鉛中毒の発生を予防するために、委託者、家内労働者及び補助者が、それぞれ行なわなければならないことや守らなければならないことについて、次のように定めています。

1 委託者が講じなければならない措置

(1) 委託している業務に関して、鉛又は鉛を含んだ物（以下「鉛等」といいます。）を家内労働者に譲渡したり、提供する場合には、次のことを行わなければならないことになっています。

イ 鉛中毒を予防するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること（この書面に記載する事項は裏面にありますので、これを活用して下さい）。

ロ 鉛等を含んでいる絵具や釉薬^{ゆうやく}の容器は、その絵具や釉薬^{ゆうやく}がもれたり、発散したりするおそれのない容器を使用すること。

また、容器の見やすい箇所に、その絵具や釉薬^{ゆうやく}の名称と取扱い上の注意事項を表示すること。

(2) 女性及び満18才未満の家内労働者又は補助者が、鉛等の蒸気や粉じんを発散する場所で、業務に従事することとなるような委託はしないように努めなければならない。

(3) 家内労働者又は補助者が、鉛中毒の予防のために、局所排気装置その他の設備を設置しようとしたり、健康診断を受診しようとするときには、必要な援助を行うよう努めなければならない。

2 家内労働者及び補助者が守らなければならない事項

(1) 委託者から、鉛中毒を予防するために必要な注意事項を記載した書面（例えば裏面）を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るように努めなければならない。

(2) 鉛等を含んでいる絵具や釉薬^{ゆうやく}を委託者以外の者から購入した場合は、その絵具や釉薬^{ゆうやく}がもれたり、発散したりするおそれのない容器を使用しなければならない。

また、小分けして使用する場合には、その容器の見やすい箇所に絵具や釉薬^{ゆうやく}の名称と取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

(3) 女性及び満18才未満の者は、鉛等の蒸気又は粉じんを発散する場所で業務に従事しないように努めなければならない。

(4) 屋内作業場で鉛等を取り扱う業務では、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒を設けるよう努めなければならない。

局所排気装置とは、鉛等の蒸気や粉じんが発生する箇所から、粉じんを動力によって直接作業場の外に排出する装置です。

(5) 鉛等の蒸気や粉じんが発散する場所で業務に従事する場合、局所排気装置や全体換気装置がないときは、正規の検定を受けた防じんマスクを使用しなければならない。

家内労働法についての御相談は下記へ。

労働基準局（賃金課）

労働基準監督署

鉛作業の心得

鉛が人体に吸収されると中毒にかかることがあります。

中毒にかかると、初めは食欲がない、疲れやすい、顔色が蒼くなるなどのほか便秘、貧血等の症状が現れ、これが進むと腹痛、関節痛、四肢の伸縮まひ等が起こります。このような中毒を予防するために次のことに気をつけましょう。

- 一 局所排気装置等を設置するか、正規の検定を受けた防じんマスクを使用すること。
- 二 屋内作業場で喫煙又は飲食しないこと。
- 三 毎日一回以上、屋内作業場を電気掃除機を用いて、又は水洗によって清掃すること。
- 四 作業終了後、硝酸水溶液等の手洗い用溶液やつめブラシを用いて手を洗い、うがいをすること。
- 五 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに電気掃除機を使って、又は水洗によって清掃すること。
- 六 必要な健康診断を受けること。